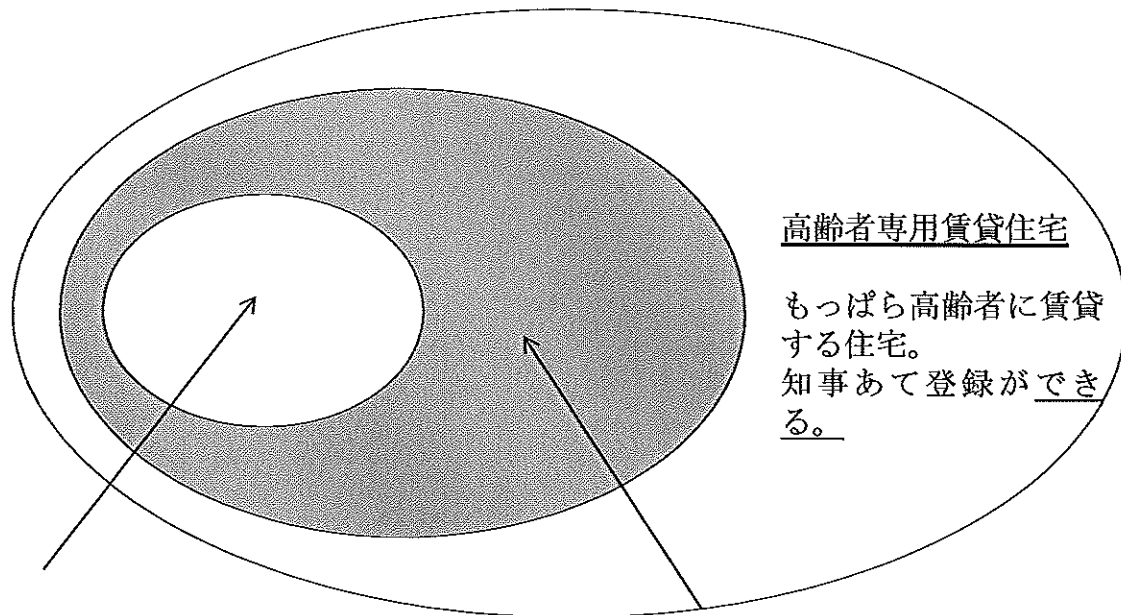


高齢者専用賃貸住宅と有料老人ホームについて



適合高専賃の条件を満たす高齢者専用賃貸住宅

高齢者専用賃貸住宅のうち、厚労省の定める下記の基準を満たしたもの。
食事の提供等のサービスがあっても有料老人ホームの届出が不要。
介護保険法上の適合の届出を出すことによって特定施設となる。

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、食事の提供等のサービスを行う施設であって、老人福祉施設でないもの。
知事への届出が義務づけられる。

※ 適合高専賃の条件（平成 18 年 3 月 31 日厚労省告示第 264 号）

- ① 各戸床面積が 25 m²以上（設備共用の場合 18 m²以上）
- ② 各戸に台所、水洗便所、収納設備、浴室を備える（台所、収納設備、浴室は共用部分で共同利用も可）
- ③ 前払い家賃に対する保全措置（前払い家賃がある場合）
- ④ 入浴等の介護や食事の提供を行う賃貸住宅であること